

重要事項説明書

藤沢市藤沢西部地域包括支援センター

(2025. 4. 1改訂)

1. 地域包括支援センターの概要

事業所名	藤沢市藤沢西部地域包括支援センター
所在地・電話番号	神奈川県藤沢市本町1-12-17 Fプレイス内1F TEL 0466-22-7633
事業所指定番号	1402200065
管理者・連絡先	管理者 新井 知美 神奈川県藤沢市本町1-12-17 Fプレイス内1F TEL 0466-22-7633
サービス提供地域	(藤沢西部地区の民生委員担当地区と同じ) 花の木、藤沢・本町・白旗・本藤沢・みその台・鵜沼・ 鵜沼神明・羽鳥・城南・稲荷の各一部

2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名
保健師等	1名
社会福祉士等	1名
主任介護支援専門員等	2名

3. 営業時間

区 分	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝祭日
営業時間	9:00～17:30	休 業

但し、1月1日～3日、12月29日～12月31日を除く

4. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 事業者が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる費用について、事業者が法定代理受領できる場合には、利用者の負担金はありません。ただし、償還払いの対象になる場合には、介護報酬の基準に基づいた額を一旦負担いただくことがあります。
- (2) 地域包括支援センター職員、及び委託の場合にあつては介護支援専門員が、通常のサービス提供地域（藤沢市内）を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費は実費負担となります。

5. 事業者のサービス方針等

利用者に対し、可能な限り居宅において利用者が尊厳を保持し、その有する能力において自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス及び介護予防ケアマネジメントの提供が確保されるよう介護予防サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を提供

します。

6. 緊急時の対応

地域包括支援センターは、サービスの提供に際して事故、体調の急変等が生じた場合には、速やかに利用者家族、医療機関、市町村等に連絡を行なうとともに、必要な措置を迅速に講じます。

7. 秘密保持

- (1) 地域包括支援センターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。
- (2) 地域包括支援センターは、別紙3の「個人情報使用同意書」により利用者の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、介護予防サービス事業所との連絡調整等その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

8. 相談窓口・苦情・ハラスメント対応

- (1) サービスに関する相談や苦情・ハラスメントについては、次の窓口で対応します。

藤沢市藤沢西部 地域包括支援センター 相談・苦情窓口	電話番号	0466-22-7633
	ファックス番号	0466-22-7876
	相談員	新井 知美
	対応時間	9:00～17:30

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

藤沢市相談窓口 (介護予防支援関係)	所在地	藤沢市朝日町1番地の1
	担当課	藤沢市 介護保険課
	電話番号	0466-50-3527
	ファックス番号	0466-23-5174
	対応時間	8:30～17:00
藤沢市相談窓口 (介護予防ケア マネジメント関係)	所在地	藤沢市朝日町1番地の1
	担当課	藤沢市 高齢者支援課
	電話番号	0466-50-3523
	ファックス番号	0466-50-8415
	対応時間	8:30～17:00
神奈川県国民健康保険団 体連合会（国保連） 苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	苦情専用番号	0570-022110
	受付時間	8:30～17:15

9. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 新井 知美 社会福祉士 津金澤 規
-------------	--------------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

11. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(4) 以下の場合、サービスの提供の休止、中断、延期、変更を行うことがあります。

1) 地震、台風の直撃にともなう大雨や暴風、局地的豪雨・竜巻・大雪・路面凍結等の発生によって、下記の事態が発生したとき

① 利用者のご自宅の物的被害や、ご利用者・ご利用者の同居のご家族の人的被害が発生したとき

② 事業所の建物や職員の自宅の物的被害や、職員の人的被害が発生したとき

③ 事業所および弊社の事業の対象地域において停電・ガス共有停止・断水・通信の途絶、交通機関の停止、大規模な渋滞のいずれかが発生したとき

④ 上記③のいずれかの発生の有無にかかわらず、弊社の職員による訪問のための移動が危険と判断したとき

⑤ 事業所が所在する地域の行政機関（気象庁・市役所など）から、当該地域内を対象として気象に関する警戒レベル4以上相当の警報が発令されたとき

2) 事業所内または事業の対象地域において、感染症や伝染病の感染拡大が発生したとき、または感染拡大の発生が予想されたとき

3) 戦争、外国からの攻撃等、暴動、内乱、法令の制定・改廃、官公庁の命令・処分その他の政府の行為、争議の発生にともない、利用者および職員の安全が脅かされる、またはサービスの実施が困難と判断したとき

4) 上記1)～3)以外の事由によって、事業所内または周辺地域において輸送・通信回線の途絶が発生したとき

5) その他、上記各号に類する事態が発生した場合

2. 上記の事態が発生した場合または発生が予想された場合、できる限り速やかに利用者または利用者のご家族に、対応（休止・中断・延期・変更）の内容についてご連絡させていただきます。但し、通信の途絶が発生している場合、ご連絡できないことがあります。
3. 事業所の職員が利用者宅を訪問中に非常事態が発生し、利用者を病院または避難所に搬送する必要性が生じた場合であっても、職員自身の身体生命の安全を図る必要がある場合や単独での対応が困難でかつ近隣住民の支援を得ることが困難な場合は、現場を離れざるをえないことがあります。

1 2. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 共生会
代表者名	理事長 川瀬 和一
法人所在地・電話	藤沢市鵠沼 1559 番地 0466-22-2426
業務の概要	藤沢養護老人ホーム 藤沢特別養護老人ホーム 共生会居宅サービスセンター 共生会ケアセンター 相談支援事業所 ともいき 藤沢市藤沢西部地域包括支援センター